

令和2年度静岡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------|---------|-----------|----|----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 463床 | | |
| (2) 患者数 | 年間延患者数 | | | |
| | 入院 | 137,420人 | 外来 | 181,600人 |
| | 1日平均患者数 | | | |
| | 入院 | 376人 | 外来 | 747人 |
| (3) 主要な建設改良事業 | 診療棟改修事業 | 25,808千円 | | |
| | 医療器械等購入 | 500,000千円 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 13,376,000千円 |
| 第1項 医業収益 | 10,467,134千円 |
| 第2項 医業外収益 | 2,908,866千円 |

支 出

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業費用 | 13,376,000千円 |
| 第1項 医業費用 | 12,919,546千円 |
| 第2項 医業外費用 | 414,222千円 |
| 第3項 特別損失 | 41,232千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額861,082千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,800千円及び過年度分損益勘定留保資金813,282千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	583,918千円
第1項 企業債	515,800千円
第2項 出資金	56,250千円
第3項 貸付金返還金	11,854千円
第4項 基金運用収入	14千円

支 出

第1款 資本的支出	1,445,000千円
第1項 建設改良費	665,745千円
第2項 貸付金	110,250千円
第3項 企業債償還金	668,991千円
第4項 基金積立金	14千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム機器設置費 (令和3年度更新分) (収益的支出分)	令和3～8年度	589,380千円
医療情報システム機器設置費 (令和3年度更新分) (資本的支出分)	令和3～8年度	1,601,860千円
検査技術科・放射線科情報システム 機器設置費(ソフト)(令和3年度更新分) (収益的支出分)	令和3～8年度	53,660千円
検査技術科・放射線科情報システム 機器設置費(ソフト)(令和3年度更新分) (資本的支出分)	令和3～8年度	125,550千円
検査技術科・放射線科情報システム 機器設置費(ハード)(令和3年度更新分) (収益的支出分)	令和3～8年度	13,600千円

検査技術科・放射線科情報システム 機器設置費(ハード)(令和3年度更新分) (資本的支出分)	令和3～8年度	142,891千円
HCU生体情報システム機器設置費 (令和3年度更新分) (収益的支出分)	令和3～8年度	880千円
HCU生体情報システム機器設置費 (令和3年度更新分) (資本的支出分)	令和3～8年度	19,800千円
文書管理システム機器設置費 (令和3年度更新分) (収益的支出分)	令和3～8年度	16,726千円
文書管理システム機器設置費 (令和3年度更新分) (資本的支出分)	令和3～8年度	53,375千円
市政総合ネットワークシステム 機器設置費 (令和2年度更新分)	令和3～7年度	2,156千円
医療機器保守経費 (令和2年度購入分)	令和3～8年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	25,800千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	490,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,032,583千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,733,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,650,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	放射線一般撮影装置	一式

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

令和2年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	309,073戸
(2) 年 間 総 配 水 量	79,706,297 ^m
(3) 一 日 平 均 配 水 量	218,373 ^m
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	5,336,175千円
足久保配水場改修工事、城内配水場電気設備更新工事及び管網整備等	
送 配 水 管 布 設	6,535m
導 送 配 水 管 布 設 替	11,870m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	12,137,000千円
第1項 営業収益	11,480,409千円
第2項 営業外収益	656,591千円
支 出	
第1款 水道事業費用	10,554,000千円
第1項 営業費用	9,632,917千円
第2項 営業外費用	915,791千円
第3項 特別損失	4,292千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,581,000千円は、減債積立金1,453,611千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460,208千円、過年度分損益勘定留保資金2,667,181千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	3,463,000千円
第1項	企業債	3,005,000千円
第2項	国庫（県）支出金	53,000千円
第3項	他会計支出金	129,862千円
第4項	負担金	275,138千円
支 出		
第1款	資本的支出	8,044,000千円
第1項	建設改良費	5,499,367千円
第2項	企業債償還金	2,343,633千円
第3項	投資	200,000千円
第4項	予備費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	清水谷津浄水場更新に伴う着水井築造実施設計業務委託	千円 7,000	2年度	千円 0
				3年度	7,000
		日本平観光地水道配水池築造工事	228,000	2年度	9,000
				3年度	154,000
				4年度	65,000
		谷津山配水池耐震補強工事	393,000	2年度	40,000
				3年度	274,000
				4年度	79,000
		清水谷津浄水場更新に伴う集水井築造工事	305,000	2年度	48,000
				3年度	257,000
		与一配水場松富第2配水池送水ポンプ取替工事	86,000	2年度	0
				3年度	86,000
		西奈配水場送水ポンプ取替工事	99,000	2年度	0
				3年度	99,000
駿河区遠方監視制御設備更新工事	108,000	2年度	0		
		3年度	108,000		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	清水谷津浄水場排水処理機械・電気設備更新工事	793,000		
				千円	千円
				2年度	15,000
				3年度	778,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
上下水道お客様サービスセンター電話交換機賃借	令和3～7年度	4,814千円
上下水道局庁舎ネットワーク機器賃借(再リース)	令和3年度	17,565千円
葵区鷹匠一丁目配水管布設替工事	令和3年度	32,000千円
葵区北安東三丁目配水管布設替工事	令和3年度	60,000千円
葵区池ヶ谷東・池ヶ谷配水管布設替工事	令和3年度	58,000千円
葵区岳美配水管布設替工事	令和3年度	58,000千円
駿河区有東一丁目外配水管布設替工事	令和3年度	79,400千円
駿河区中田本町外配水管布設替工事	令和3年度	76,800千円
駿河区中田三丁目外配水管布設替工事	令和3年度	77,400千円
清水区大坪二丁目外配水管布設替工事	令和3年度	76,320千円
清水区草薙外配水管布設替工事	令和3年度	57,600千円
清水区谷津一丁目導水管撤去工事	令和3年度	29,205千円
城北二丁目地区浸水対策事業(水道事業負担分)	令和3～4年度	13,700千円
追分二丁目地区浸水対策事業(水道事業負担分)	令和3年度	16,900千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,005,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,572,401千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、98,057千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,472千円と定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

令和2年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	673戸
(2) 年間総配水量	154,414m ³
(3) 一日平均配水量	423m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額17,400千円は固定資産の撤去に要する費用であり、資本的収入の企業債17,400千円を充てるものとする。)

収 入

第1款 簡易水道事業収益	139,000千円
第1項 営業収益	16,726千円
第2項 営業外収益	122,274千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	156,400千円
第1項 営業費用	138,201千円
第2項 営業外費用	15,494千円
第3項 特別損失	2,205千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（企業債を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,400千円は、当年度分損益勘定留保資金43,400千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	22,800千円
第1項 企業債	17,400千円
第2項 他会計支出金	5,400千円

支 出

第1款 資本的支出	48,800千円
第1項 建設改良費	3,400千円
第2項 企業債償還金	44,900千円
第3項 予備費	500千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ360千円及び8,355千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	17,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,363千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
117,300千円である。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

令和2年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	256,500戸
(2) 年間総処理水量	133,210,000m ³
(3) 一日平均処理水量	364,958m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	10,822,011千円
下水道管渠布設等	16,699m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	21,847,000千円
第1項 営業収益	15,699,420千円
第2項 営業外収益	6,147,580千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	21,176,000千円
第1項 営業費用	18,643,577千円
第2項 営業外費用	2,522,107千円
第3項 特別損失	9,316千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,316,000千円は、減債積立金246,199千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額648,439千円、過年度分損益勘定留保資金503,326千円及び当年度分損益勘定留保資金6,918,036千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	13,331,000千円
第1項 企 業 債	9,788,900千円
第2項 出 資 金	692,000千円
第3項 国庫(県)支出金	2,760,858千円
第4項 負 担 金	68,511千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,647,000千円
第1項 建 設 改 良 費	10,878,950千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,609,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他固定負債返済	158,000千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
We b会議システム導入費	令和3～4年度	9,632千円
公共下水道整備費	令和3年度	300,000千円
中島処理区 恩田原・片山地区下水道整備事業	令和3年度	200,000千円
追分二丁目地区浸水対策事業	令和3年度	40,000千円
城北二丁目地区浸水対策事業	令和3～4年度	640,000千円
下水道施設統合監視設備整備事業	令和3年度	120,000千円
高松浄化センターNo.2・5汚水ポンプ設備改築工事	令和3年度	104,000千円

事 項	期 間	限 度 額
城北浄化センター受変電設備改築工事	令和3年度	450,000千円
城北浄化センター5・6系最終沈殿池汚泥掻寄機設備改築工事	令和3年度	140,880千円
中島浄化センター監視制御設備改築工事	令和3年度	281,160千円
中島雨水ポンプ場ゲート設備改築工事	令和3年度	56,430千円
中島雨水ポンプ場監視制御設備改築工事	令和3年度	93,720千円
清開ポンプ場監視制御設備改築工事	令和3年度	129,558千円
愛染ポンプ場雨水沈砂池設備改築工事	令和3年度	422,492千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	9,788,900千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和2年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,622,142千円

(2) 交際費 200千円

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏